

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書） の修正について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第5条第1項第6号に基づく報告

(担当部課：健康部高齢者医療担当課)

事業の概要

事業名	後期高齢者医療
担当課	高齢者医療担当課
目 的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に基づき、平成29年7月から葬祭費の給付事務において個人番号の利用を開始することに伴い、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の修正を行う。
対象者	後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の者及び65歳から74歳までの者のうち、一定程度の障害の状態があることにつき広域連合の認定を受けた者）
事業内容	後期高齢者医療制度に基づく事務は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき東京都後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が運営主体として実施している事務であるとともに、番号法に基づく事務でもある。 そのため、新宿区では、番号法の施行（平成28年1月）により、後期高齢者医療に関する事務を番号法に基づく事務として位置付け、特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）を公表している。 一方、新宿区では、従来より、葬祭費の法定給付（5万円）のほかに、上乗せ加算（2万円）を行っている。 現在、葬祭費の給付事務については、区は地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき広域連合から事務委託を受けて処理しているため、個人の給付情報は広域連合に提供していない。 平成29年7月以降には、葬祭費の給付情報が、番号法に基づく情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象となる。そのため、葬祭費給付事務の実施主体である広域連合へ被保険者の葬祭費の給付情報（法定給付分）を提供する必要があるが生じた。 そのような状況を受け、昨年度第8回本審議会において「新宿区における個人番号利用の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」案件を報告し、了承された。 よって、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）において、「葬祭費の給付事務」について追記する旨の修正を行う。 【今後のスケジュール】 29年6月 個人情報保護委員会へ評価書を提出 区の後期高齢者医療システムの改修 29年7月 葬祭費支給事務における個人番号利用の開始 広域連合との情報連携の開始 【対象者数（平成29年3月31日現在）】 ・後期高齢者医療制度の被保険者・・・31,622人